

# 下水の排除の制限

以下の基準に適合しない下水を継続して公共下水道に排除するときは除害施設を設けなければならない

	制限項目	制限基準	備考	
1	カドミウム及びその化合物	カドミウム0.01mg/ℓ以下		※
2	シアン化合物	検出されないこと		※
3	有機リン化合物	検出されないこと		※
4	鉛及びその化合物	鉛0.1mg/ℓ以下		※
5	六価クロム化合物	六価クロム0.05mg/ℓ以下		※
6	砒素及びその化合物	ヒ素0.05mg/ℓ以下		※
7	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	水銀0.0005mg/ℓ以下		※
8	アルキル水銀化合物	検出されないこと		
9	ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと		※
10	トリクロロエチレン	0.1mg/ℓ以下	平成27年10月改正:0.3→0.1	
11	テトラクロロエチレン	0.1mg/ℓ以下		
12	ジクロロメタン	0.2mg/ℓ以下		
13	四塩化炭素	0.02mg/ℓ以下		
14	1・2-ジクロロエタン	0.04mg/ℓ以下		
15	1・1-ジクロロエチレン	1mg/ℓ以下	平成23年5月改正:0.2→1へ	
16	シス-1・2-ジクロロエチレン	0.4mg/ℓ以下		
17	1・1・1-トリクロロエタン	3mg/ℓ以下		
18	1・1・2-トリクロロエタン	0.06mg/ℓ以下		
19	1・3-ジクロロプロペン	0.02mg/ℓ以下		
20	チウラム	0.06mg/ℓ以下		
21	シマジン	0.03mg/ℓ以下		
22	チオベンカルブ	0.2mg/ℓ以下		
23	ベンゼン	0.1mg/ℓ以下		
24	セレン及びその化合物	セレン0.1mg/ℓ以下		
25	ほう素及びその化合物	10mg/ℓ以下		
26	ふっ素及びその化合物	8mg/ℓ以下		
27	1・4-ジオキサン	0.5mg/ℓ以下	平成24年5月追加	
28	フェノール類	0.5mg/ℓ以下		※
29	銅及びその化合物	銅1mg/ℓ以下		※
30	亜鉛及びその化合物	亜鉛2mg/ℓ以下		
31	鉄及びその化合物(溶解性)	鉄5mg/ℓ以下		※
32	マンガン及びその化合物(溶解性)	マンガン5mg/ℓ以下		※
33	クロム及びその化合物	クロム1mg/ℓ以下		※
34	ダイオキシン類	10ピコg/ℓ以下		
35	アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素	380mg/ℓ未満		
36	温度	45度未満		
37	水素イオン濃度	水素指数5を超え9未満		
38	生物化学的酸素要求量	5日間に600mg/ℓ未満		
39	浮遊物質	600mg/ℓ未満		
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量			
40	① 鉱油類含有量	5mg/ℓ以下		
41	② 動植物油脂類含有量	30mg/ℓ以下		
42	沃素消費量	220mg/ℓ未満		
43	窒素含有量	60mg/ℓ未満		
44	燐含有量	8mg/ℓ未満		

## ※印のついた項目について

水質汚濁防止法第3条第3項及び第4項の規定に基づき排水基準を定める条例(昭和50年千葉県条例第50号)に基づく基準が、野田市下水道条例及び下水道施行令に定める基準より厳しい排水基準である場合においては、野田市下水道条例及び下水道施行令の規定にかかわらず、その排水基準は同条例(昭和50年千葉県条例第50号)に係る数値としている。